1　処分をした年月日　平成26年10月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社住山　高野　和美　栃木県宇都宮市東宿郷５―１―17　国土交通大臣許可（般―21）第20976号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 11 月 27 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年10月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新総建設株式会社　山﨑　直　千葉県千葉市中央区市場町３―１　国土交通大臣許可（特―24）第14477号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 11 月 27 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年10月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　今野設備工業株式会社　今野　栄二　埼玉県狭山市狭山台４―33―４　国土交通大臣許可（般―22）第13700号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 11 月 27 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年10月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クサカベ株式会社　玉岡　修　東京都荒川区町屋１―38―16　国土交通大臣許可（特―24）第15198号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 11 月 27 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年10月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ブロードネットマックス　矢野　厚　東京都港区港南４―１―８　国土交通大臣許可（特―23）第19168号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 11 月 27 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年10月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トリニタス株式会社　伊東　俊一　東京都千代田区岩本町３―５―８　岩本町シティプラザビル３階　国土交通大臣許可（般―22）第23862号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、板金工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 11 月 27 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年10月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックヘルスケア株式会社　山根　健司　東京都港区西新橋２―38―５　国土交通大臣許可（特―23）第24396号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 11 月 27 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年10月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本貨物鉄道株式会社　田村　修二　東京都渋谷区千駄ヶ谷５―33―８　国土交通大臣許可（特―23）第13051号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年10月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年 11 月 27 日
国土交通大臣　太田　昭宏

種類	実施時期	地域（図名）	縮尺レベル	摘要
国土広域情報データベース	平成26年	（注１）	20万レベル	
電子地形図20万	〃	（注１）	20万レベル	

備考　地図の提供開始日　平成26年11月28日
上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。
ただし、国土広域情報データベースは「数値地図（国土基本情報20万）」として提供を行う。
（注１）　木本
伊勢
伊良湖岬
名古屋
豊橋
長野
宇都宮
日光